

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- ・ 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

業界内でのM&Aが促進するように、情報提供などをおこなっていきたい

- ・ 専門人材マッチング

業界内のIT化促進のために専門人材の紹介やシェアをおこなっていきたい

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価の削減要求は行いません。取引の対価を決定する際には、下請け事業者から協議の申し入れがあれば、適正な利益を考慮し、労務費の增加分などを含めて十分な協議を行います。取引の対価の決定を含めた契約においては、親事業者は契約条件を明示的に書面などで明確に提示します。

② 手形などの支払条件

下請け業者への支払いは、可能な限り現金で行います。手形による支払いの場合でも、下請け業者に割引料などの負担を求めず、また、支払い期限を60日以内にするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産の取引に関しては、ガイドラインや契約書のテンプレートに基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の優位な立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などを要求しません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請け事業者には適正なコスト負担を求めず、短納期の発注や急な仕様変更を行いません。災害時などにおいては、下請け事業者に対して片寄った負担を負わせず、事業再開時には、できる限り取引関係の継続を考慮します。

3. その他（任意記載）

なし

2023年6月12日

ユニゾンエース株式会社

企業名

代表取締役 手島涼太

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。